

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「（仮称）株式会社大森エコサイクル一般廃棄物処理施設の設置事業に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

平成29年4月7日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名等

(1) 事業者の名称

株式会社大森エコサイクル

(2) 代表者の氏名

代表取締役 寺谷 儀平治

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区大森東町288番地1

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模

(1) 対象事業の計画の名称

（仮称）株式会社大森エコサイクル一般廃棄物処理施設の設置事業

(2) 対象事業の計画の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置の事業

(3) 対象事業の計画の規模

1日当たりの処理能力 5.06t

3 事業実施想定区域

京都市北区大森稲荷 7 8 番 1, 7 8 番 4

4 配慮書の縦覧の場所, 期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地 北庁舎 8 階

(2) 縦覧の期間

平成 2 9 年 4 月 7 日から同年 5 月 8 日まで（土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧の時間

「午前 9 時から正午まで」及び「午後 1 時から午後 5 時まで」

5 配慮書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから, 配慮書を閲覧することができます。

[URL](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000217373.html) <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000217373.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)